

茅ヶ崎市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年10月7日

茅ヶ崎市監査委員	成田 博隆
同	鈴木 善治
同	山崎 広子

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

下水道河川部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

(1) 予算の執行に関する事務

(2) 収入に関する事務

(3) 支出に関する事務

(4) 契約に関する事務

(5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務

(6) 工事に関する事務

(7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和7年10月3日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 下水道河川総務課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。

(2) 下水道河川建設課

〈茅ヶ崎市合併処理浄化槽設置整備事業補助金〉

茅ヶ崎市合併処理浄化槽設置整備事業補助金（2件）について、茅ヶ崎市下水道河川部下水道河川建設課所管に係る補助金交付要綱の別表では、交付の時期を「完了検査後1月以内」と規定していますが、完了検査後1月以内に補助金を交付していませんでした。

(3) 下水道河川管理課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。